

第52期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

連結注記表 個別注記表

事業年度 2022年3月 1日から
(第52期) 2023年2月28日まで

株式会社ジーフット

第52期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.g-foot.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社プレスステージシューズ

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社
持分法適用の関連会社の名称 イオンスポーツ商品調達株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品

店舗在庫：主として「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

倉庫在庫：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～39年

器具備品 2～20年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用

期間均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社については簡便法を用いております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは靴及びインポート雑貨等の販売を主な事業とし、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引き等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから商品の引渡時点又は短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

当社グループが運営するポイント制度及び商品券制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額と発行した（又は発行すると見込まれる）商品券相当額を履行義務として識別し、ポイント及び商品券の使用時及び失効時に収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い発生する付与ポイント相当額について、取引価格から控除し収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 返品権付きの販売

返品権付きの販売については変動対価に関する定めに従い、返品されると見込まれる商品の収益及び売上原価相当額を除いた収益及び売上原価を認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「未収入金」に含めて表示しております。

(3) 自社ポイントに係る収益認識

当社グループが運営する販売促進のためのポイント制度において、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる負担額を引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

この結果、従来、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」については、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として計上しております。

(4) 自社商品券に係る収益認識

当社グループが運営する商品券制度について、従来は、将来に商品券との交換に要すると見込まれる負担額及び将来に商品券を発行すると見込まれる負担額を引当金として計上する方法によっておりましたが、発行した商品券及び発行すると見込まれる商品券を履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

この結果、従来、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」については、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として計上しております。

(5) 他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い発生する付与ポイント相当額について、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は285百万円減少し、売上原価は118百万円減少し、販売費及び一般管理費は174百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は11百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| | 金額※ | 店舗固定資産 | 共用資産 |
|----------|-------|--------|------|
| 有形固定資産 | 823 | | |
| 建物及び構築物 | 284 | 120 | 163 |
| 機械装置 | 0 | — | 0 |
| 器具備品 | 92 | 10 | 81 |
| 土地 | 441 | — | 441 |
| 建設仮勘定 | 5 | 5 | — |
| 無形固定資産 | 501 | | |
| ソフトウェア | 468 | — | 468 |
| その他 | 32 | — | 32 |
| 投資その他の資産 | 3,671 | | |
| 長期前払費用 | 118 | 6 | 112 |

※連結貸借対照表計上額

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法と金額の算出に用いた主要な仮定は以下のとおりです。

当社グループの資金生成単位は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

固定資産の回収可能価額については、経営者が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや店舗固有の状況を考慮した前提に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

前提条件の重要な要素である新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、2024年3月以降、経済活動は緩やかな回復が続くものの、消費者の行動変容も影響し、新型コロナウイルス感染症前の業績水準までは回復しないと想定しております。

このような仮定の中、事業構造改革（不採算店舗の閉鎖・収益の柱であるグリーンボックスの活性化）、M D構造改革（サイズ欠品への対応・店舗別品揃え基準の導入）、組織・コスト改革（人材活用の促進・店舗オペレーションの標準化）の改革を実行することで坪売上高のアップ・客単価のアップにて収益の改善を見込んでおります。

これらの前提のもと、業績不振等を原因として収益性が著しく低下した資産グループについて、369百万円の減損損失を計上した結果、店舗固定資産残高は143百万円となっております。共用資産（1,299百万円）については、割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、その総額が固定資産の帳簿価額を上回るため減損損失を認識しておりません。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度以降の収益予測及び営業利益予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,795百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途 | 種類 | 場所 | 店舗数 |
|----|---------------------|---------|-----|
| 店舗 | 建物及び構築物、器具備品、長期前払費用 | 石川県白山市他 | 104 |

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、固定資産帳簿価額を回収できないと判断した資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額369百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物及び構築物311百万円、器具備品7百万円、長期前払費用50百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。正味売却価額は、売却時の販売価格を時価としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|--------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 42,557,500株 | 15,200株 | 一株 | 42,572,700株 |
| A種種類株式 | 50株 | 一株 | 一株 | 50株 |
| 合計 | 42,557,550株 | 15,200株 | 一株 | 42,572,750株 |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加15,200株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

8,200株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関、親会社からの借入により資金を調達しております。

売掛金、売上預け金、未収入金、敷金及び保証金については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握などリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------|------------|-------|-----|
| 敷金及び保証金（※3） | 3,549 | 3,543 | △6 |
| 資産計 | 3,549 | 3,543 | △6 |
| 長期借入金（※4） | 2,200 | 2,235 | 35 |
| 負債計 | 2,200 | 2,235 | 35 |

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「売上預け金」、「未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「関係会社短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 当連結会計年度 |
|-------|---------|
| 非上場株式 | 1 |

(※3) 敷金及び保証金には、流動資産「その他」（差入保証金）を含めて表示しております。

(※4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---------|---------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | — | 3,543 | — | 3,543 |
| 資産計 | — | 3,543 | — | 3,543 |
| 長期借入金 | — | 2,235 | — | 2,235 |
| 負債計 | — | 2,235 | — | 2,235 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。また、国内連結子会社は、確定給付型の制度として非積立型の退職一時金制度を設けております。

なお、国内連結子会社が設けている退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含む。）

| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | (百万円) |
|--------------------------|--------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,788 |
| 勤務費用 | 87 |
| 利息費用 | 13 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △161 |
| 退職給付の支払額 | △75 |
| 退職給付債務の期末残高 | <u>1,652</u> |

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 | (百万円) |
|------------------------|--------------|
| 年金資産の期首残高 | 1,542 |
| 期待運用収益 | 77 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △115 |
| 事業主からの拠出額 | 93 |
| 退職給付の支払額 | △74 |
| 年金資産の期末残高 | <u>1,522</u> |

(注) 「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資産の期末残高」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(百万円)

| | |
|-----------------------|---------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,590 |
| 年金資産 | <u>△1,522</u> |
| | 68 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | <u>62</u> |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>130</u> |
| 退職給付に係る負債 | <u>130</u> |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>130</u> |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 87 |
| 利息費用 | 13 |
| 期待運用収益 | △77 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | <u>32</u> |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | <u>56</u> |

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりであります。

(百万円)

| | |
|----------|-----|
| 数理計算上の差異 | △78 |
|----------|-----|

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりであります。

(百万円)

| | |
|-------------|----|
| 未認識数理計算上の差異 | 54 |
|-------------|----|

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|-----------|---------------|
| 債 券 | 39.6% |
| 株 式 | 32.7% |
| 生命保険の一般勘定 | 9.3% |
| その他 (注) | 18.4% |
| 合 計 | <u>100.0%</u> |

(注) その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 1.40% |
| 長期期待運用収益率 | 5.04% |

(注) なお、上記の他に2021年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、85百万円であります。

4. 退職金前払い制度

退職金前払い制度の要支給額は、2百万円であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、靴及びインポート雑貨等の販売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

| | 当連結会計年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日) |
|---------------|--|
| 婦人靴 | 12,327百万円 |
| 紳士靴 | 7,594 |
| スポーツ靴 | 24,951 |
| 子供靴 | 15,042 |
| その他 | 5,779 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 65,695 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への収益 | 65,695 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主な顧客との契約から生じる収益の内容は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 230百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 277 |
| 契約負債(期首残高) | 6 |
| 契約負債(期末残高) | 9 |

契約負債は、当社グループが運営するポイント制度及び商品券制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額と、発行した（又は発行すると見込まれる）商品券相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。ポイント及び商品券の使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △191円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △129円81銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

店舗在庫：「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第四に定める売価還元平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

倉庫在庫：移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～39年

器具備品 2～20年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用

期間均等償却

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は靴及びインポート雑貨等の販売を主な事業とし、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引き等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから商品の引渡時点又は短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

当社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い発生する付与ポイント相当額について、取引価格から控除し収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 自社ポイントに係る収益認識

当社が運営する販売促進のためのポイント制度において、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる負担額を引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

この結果、従来、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」については、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」として計上しております。

(3) 他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い発生する付与ポイント相当額について、従来は、販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は292百万円減少し、売上原価は121百万円減少し、販売費及び一般管理費は171百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は0百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| | 金額※ | 店舗固定資産 | 共用資産 |
|----------|-------|--------|------|
| 有形固定資産 | 785 | | |
| 建物 | 250 | 87 | 163 |
| 構築物 | 0 | — | 0 |
| 機械装置 | 0 | — | 0 |
| 器具備品 | 87 | 5 | 81 |
| 土地 | 441 | — | 441 |
| 建設仮勘定 | 5 | 5 | — |
| 無形固定資産 | 500 | | |
| 商標権 | 0 | — | 0 |
| ソフトウェア | 467 | — | 467 |
| その他 | 32 | — | 32 |
| 投資その他の資産 | 3,782 | | |
| 長期前払費用 | 118 | 6 | 112 |

※貸借対照表計上額

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,679百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分表示したものを除く。)
短期金銭債権 22百万円
短期金銭債務 7,304百万円

5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高 17,827百万円
営業取引以外の取引による取引高 3百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首の株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 12,286株 | 一株 | 一株 | 12,286株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | (百万円) |
|-----------------|---------|
| 減価償却超過額 | 115 |
| 減損損失 | 426 |
| 資産除去債務 | 340 |
| 商品評価差額 | 75 |
| 未払事業所税 | 11 |
| 未払事業税 | 45 |
| 未払社会保険料 | 9 |
| 賞与引当金 | 63 |
| 退職給付引当金 | 4 |
| 繰越欠損金 | 8,903 |
| その他 | 19 |
| 繰延税金資産小計 | 10,016 |
| 評価性引当額 | △10,009 |
| 繰延税金資産合計 | 6 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 6 |
| 繰延税金負債合計 | 6 |
| 繰延税金資産の純額 | — |

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 名称等 | 当社との関係 | 議決権等の 所有(被所有)割合 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------|--------|--------------------------------|-------|---------------|---------------|---------------|
| イオン(株) | 親会社 | (被所有) 直接 61.91% 間接 4.96% | 資金の借入 | 5,000 | 関係会社 短期借入金 | 5,000 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(2) 関連会社等

| 名称等 | 当社との関係 | 議決権等の 所有(被所有)割合 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------------|--------|--------------------|-------|---------------|-----|---------------|
| イオンスポーツ商品調達(株) | 関連会社 | (所有) 直接 50.00% | 商品の仕入 | 17,519 | 買掛金 | 7,180 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

イオンスポーツ商品調達(株)との取引は、一般取引と同様、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

(3) 兄弟会社等

| 名称等 | 当社との関係 | 議決権等の 所有(被所有)割合 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------------|---------|--------------------------------|--------|---------------|---------|---------------|
| イオンリテール(株) | 親会社の子会社 | — | 売上金の預入 | — | 売上預け金 | 950 |
| | | | 保証金の差入 | — | 敷金及び保証金 | 577 |
| | | | 保証金の戻入 | 302 | | |
| イオンモール(株) | 親会社の子会社 | (被所有) 直接 1.22% (所有) — | 売上金の預入 | — | 売上預け金 | 335 |
| | | | 保証金の差入 | 27 | 敷金及び保証金 | 1,787 |
| | | | 保証金の戻入 | 274 | | |
| イオントップバリュ(株) | 親会社の子会社 | — | 商品の仕入 | 5,606 | 未収入金 | 28 |
| | | | | | 電子記録債務 | 1,782 |
| | | | | | 買掛金 | 935 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

イオンリテール(株)、イオンモール(株)及びイオントップバリュ(株)との取引は、一般取引と同様、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △191円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △127円85銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。